

調 査 報 告 書

(要約版)

平成 25 年 10 月 28 日

第1 本調査に至る経緯及び当委員会の構成等

1 本調査に至る経緯

金融庁は、平成25年9月27日、株式会社みずほ銀行（以下「貴行」又は「みずほ銀行」という。）に対し、販売提携ローンにおける多数の反社会的勢力との取引の存在を把握してから2年以上も抜本的な対応を行っていなかったこと、反社会的勢力との取引が多数存在するという情報も担当役員止まりとなっていること等を理由として、銀行法第26条第1項に基づき、みずほ銀行に対し、業務改善命令（以下「本業務改善命令」という。）を発出した。

貴行は、本業務改善命令を受け、平成25年10月8日、後記2記載のとおり、貴行と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会である「提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会」（以下「当委員会」という。）を設置し、調査を委託した。

なお、貴行は、貴行が当委員会の設置を決定した平成25年10月8日、それまでの金融庁への報告に反して、貴行内部の調査の結果、「経営陣まで一定の報告がなされていた」という事実が判明した旨を公表した。また、貴行は、貴行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」という。）についても、一時期のコンプライアンス委員会及び取締役会における報告の中に、関連する記載があった旨を公表した。

その結果、貴行及びみずほFGは、平成25年10月9日、金融庁より、それぞれ新たに報告徴求命令を受けた。

2 当委員会の構成及び委嘱事項

(1) 委員会の構成

委員長	なかごめ 中込	ひでき 秀樹	（弁護士・ふじ合同法律事務所）
委員	しだ 志田	しろう 至朗	（弁護士・志田至朗法律事務所）
委員	いしわた 石綿	がく 学	（弁護士・森・濱田松本法律事務所）

(2) 委嘱事項

- ① 本業務改善命令に関する件に関する事実（反社対応を含む）の確認及び原因の究明
- ② 改善対応策の妥当性評価、提言

第2 調査の方法、範囲及び調査期間

本調査は、多数の関係者（貴行の現在又は過去の役職員、関連会社の役職員のうち本件において役割を担った者や本件に関わりを有した者と当委員会が認めた者。以下同じ。）の事情聴取、関係者のメール及び電子ファイル並びに関連資料（会議議事録、決裁文書、備忘、連絡文書等）であって調査時点において入手できたものを精査・検討等するとともに、当委員会における審議・検討を重ねることにより行われた。

本調査は、平成25年10月8日から同月27日までの期間実施され、その間、当委員会を24回開催した。

第3 調査によって判明した事実

1 みずほグループにおける反社会的勢力の管理態勢の整備状況

みずほ銀行による株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）の関連会社化が行われた平成22年以降の時期は、まさに、わが国において、反社会的勢力排除の社会的機運が急速に高まっていた時期であった。

そのような中、みずほFG及びその子会社からなるグループ（以下「みずほグループ」という。）においては、その企業行動規範において、反社会的勢力と断固として対決する旨を掲げ、様々な施策を講じてきた。

（1）不芳属性先情報の収集、登録及び活用

みずほグループにおいては、同グループとの取引にふさわしくない先を排除し、不良債権やトラブル発生を未然に防ぐことを目的として、暴力団員、総会屋等のいわゆる「反社会的勢力」の概念よりも相当広範な概念である「不芳属性先」と分類する情報群の枠組みを設定し、みずほFGのコンプライアンス統括部がこの情報を一元的に収集、管理して、膨大な量の不芳属性先情報のデータベース（以下「本データベース」という。）を構築している。

（2）入口チェックと事後チェック

みずほ銀行においては、新規取引について本データベースの情報と照合して属性チェックを行い（不芳属性先に該当するか否かの「不芳属性チェック」、反社会的勢力に該当するか否かの「反社チェック」を総称して、「属性チェッ

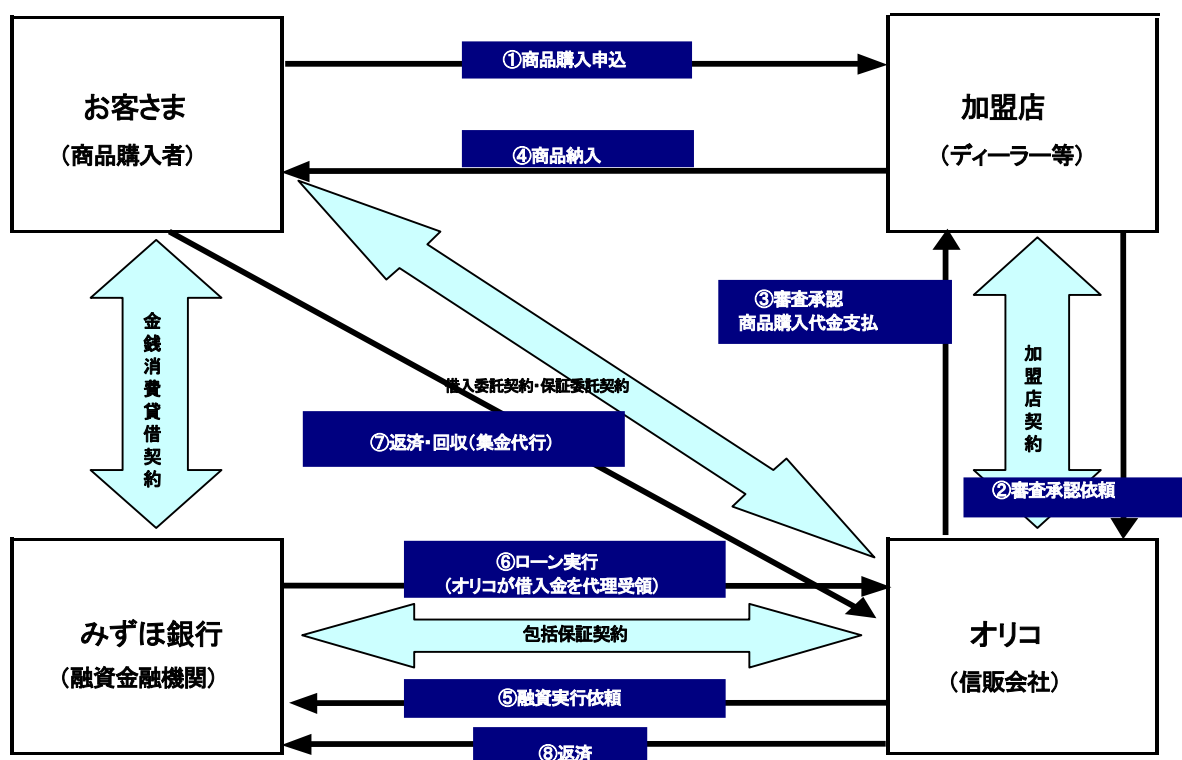
ク」と総称する。)、その結果、新規顧客が反社会的勢力に該当する場合には取引は行わず、また、反社会的勢力以外の不芳属性先に該当する場合にも原則として取引を行わないこととしている（以下「入口チェック」という。）。

また、みずほ銀行においては、取引開始後も継続的に取引の相手方について反社チェックを行っている。具体的には、既存取引先に事情変動が生じた場合には、営業店等が属性チェックを実施し、コンプライアンス統括部においても定例的に反社チェックを行っている（以下「事後チェック」という。）。

事後チェックにより新たに反社認定された取引先については、反社認定先として管理し、関係解消に向けた施策が実行される。

2 本件で問題となった販売提携ローンの仕組み

下図は、オリコを保証会社とする販売提携ローン（以下「本キャプティブローン」という。）の仕組みを図式化したものである。



顧客が本キャプティブローンを利用して商品を購入する場合の具体的な手続は、次のとおりである。

- ① 顧客が、加盟店の店頭で、オリコのローン契約書に所要事項を記入し、融資の申込を行う。

- ② 加盟店が、①で提出されたローン契約書をFAXでオリコに送り、オリコが、自社のデータベースを用いて、反社会的勢力等への該当性を含め、当該顧客の審査を行う。
- ③ オリコの審査で反社会的勢力に該当すると認められず、申込が承認された場合、オリコから加盟店に対して商品の購入資金が交付される。
- ④ 加盟店は、オリコからの審査承認通知を受け、顧客に対して商品を売り渡す。
- ⑤ オリコは、複数の所定の提携金融機関の中から、当該顧客が融資を受ける提携金融機関を選択し、当該金融機関に対して融資の実行依頼を行う。オリコは、個別の取引毎に融資実行依頼を行うのではなく、概ね月6回、みずほ銀行が融資金金融機関として選択された取引について一括して融資実行依頼書をみずほ銀行に提出する（通常、1回当たりの取引数は数千件、取引の合計金額は数十億円となる。）。
- ⑥ みずほ銀行は、融資実行依頼書に基づき、（顧客の代理受領者としての）オリコに対して一括で融資を実行する。このみずほ銀行からオリコに対する融資金の支払時点において、個々の顧客とみずほ銀行との間で、金銭消費貸借契約が成立する。オリコは、みずほ銀行との間の包括保証契約に基づき、顧客の借入債務について連帯保証をする。
- ⑦ オリコは、顧客から、口座振替で、原則として毎月顧客のみずほ銀行に対する弁済金を受領する（残高照会対応や残高明細書の発行を含め、顧客窓口業務も全てオリコに委託されている。）。
- ⑧ オリコは、⑦のとおり顧客から受領した弁済金の当月分を定時に一括してみずほ銀行に返済する。

以上のとおり、本キャプティブローンは

- i **取引の無作為性**（顧客（債務者）は契約の相手方となる金融機関を選択できず、金融機関側も個々の債務者を選択できない点）
- ii **直接接触の不存在**（オリコが顧客に対する与信判断から回収まで全ての顧客窓口業務を執り行う一方で、みずほ銀行が顧客との間で直接接点を持つことがない点）
- iii **バルク性**（みずほ銀行においては、簡易な顧客情報に基づき、数千という大量の顧客との取引をまとめて融資実行する点）
- iv **自行債権性**（法形式上は、みずほ銀行と個々の顧客との間で、金銭消費貸借契約が成立する点）
- v **購買連動性**（資金使途が具体的な商品の購入代金やサービス代金への充当に限定される点）

において、際立った特徴を有する。

なお、このような本キャプティブローンの仕組みからは、そもそもみずほBK（以下、平成25年7月1日の合併前の（旧）株式会社みずほ銀行を「みずほBK」という。）において取引の相手方の選択権はなく、仮に、みずほBKが本キャプティブローンの融資を実行した顧客の中にたまたま反社会的勢力が紛れ込んでいたとしても、みずほBKと当該反社会的勢力との間に人的な癒着が発生することとなるものではなく、また、本キャプティブローンの融資の取引期間中にみずほBKと当該顧客との間に人的な癒着が生じることも考えられない。また、本キャプティブローンの顧客の中には反社会的勢力に属する者が含

まれているとしても、当委員会による調査の過程において、それらの者とみずほ銀行の行員が人的に癒着していることを示すような徴表は認められなかった。

3 みずほ銀行における本キャプティブローンの取扱いとオリコとの関係の強化

本キャプティブローンは、平成9年3月、みずほBKの前身である（旧）株式会社第一勧業銀行（以下「第一勧銀」という。）において取扱いが開始された。

平成11年に、第一勧銀、（旧）株式会社富士銀行及び（旧）株式会社日本興業銀行の3行による経営統合が公表され、平成14年4月、各行の合併・会社分割により、上記3行の営業のうち、個人営業、国内一般事業法人営業等がみずほBKに、大企業・金融法人営業、海外営業等が（旧）株式会社みずほコーポレート銀行（以下、「みずほCB」という。）に、それぞれ集約された。オリコは、引き続きみずほCBの大口の法人融資先となっていて、オリコとの提携ローンは、個人向けローン商品として、みずほBKが当該商品を所管することとした。

みずほBKは、平成16年7月27日、オリコとの間で、リテール分野における包括業務提携を行うことについて合意し、その後、本キャプティブローンを含むオリコとの提携ローンの取扱いを拡大してきた。

みずほグループは、平成22年5月14日、オリコの関連会社化を決定し、同年9月22日、オリコはみずほグループの関連会社となった。

4 本キャプティブローンにおける顧客の属性チェック体制

（1）オリコ関連会社化前の検討状況

みずほグループにおいては、反社会的勢力排除の要請が徐々に高まりを見せ中、平成15年9月、オリコを含む信販会社（提携会社）との販売提携ローンにおける融資先の属性チェックの要否について検討を行った。その際に、みずほFGのコンプライアンス統括部は、オリコ側が独自の保証審査を実施することを前提として、みずほグループとしての属性チェックは不要であると整理し、その旨を関係各部に通知した。

その後も、みずほグループは、本キャプティブローン等の販売提携ローンについて、信販会社とは別に、自らのグループにおいて独自に顧客の属性チェックを行う必要性を検討してきたものの、オリコ関連会社化の話が具体化するまでは、平成15年時点の上記整理が踏襲されてきた。

(2) オリコ関連会社化移行期の検討状況

ア オリコ関連会社化に向けた検討の開始

みずほグループにおいては、遅くとも平成 20 年夏頃には、オリコを関連会社化した場合に対処すべき主要論点の調査が開始された。平成 21 年 2 月に優先株式の転換権の行使が可能となったことを受け、同年 3 月には、オリコの関連会社化に関する検討のため、みずほ BK に社内ワーキンググループが設置された。

当時、本キャプティブローンにおける属性チェックに関しては、これまで続けられてきた検討の結果から、「キャプティブローン実行時の不芳属性チェック実施に向け、段階的に体制構築」することが課題として認識されていた。

ワーキンググループは、個人業務部において取り纏めを行い、各課題への対応に関する具体的な検討は、各所管部に委ねられ、属性チェックの問題については、コンプライアンス統括部が検討することとなった。

イ 弁護士意見の取得

平成 21 年 3 月 16 日、みずほ FG やみずほ BK のコンプライアンス統括部の担当者が弁護士と面談し、本キャプティブローンの属性チェックの必要性について相談した。

みずほ FG のコンプライアンス統括部は、その結果を受けて、関連会社化後は、レピュテーションリスクの増加、守秘義務違反のリスクの低下及びみずほ BK/オリコの債務者区分の整合性の要求等から、本キャプティブローンに関し、みずほグループとしての属性チェックを実施する必要があると判断した。反社排除レベル強化の進め方については、本キャプティブローンの商品性を踏まえ、業界慣行や業界自主規制ルール、関係法令に従った取組みレベルとすることで問題はないとも認識した。

ウ サンプルテストの実施

当時のみずほ BK の取締役頭取であった西堀は、みずほ BK のコンプライアンス統括部から少なくとも事後チェックは必要である旨の報告を受け、その時点でのオリコにおける反社排除の状況を把握するため、サンプルテストを行うよう指示した。

みずほ BK のコンプライアンス統括部は、オリコから本キャプティブローン

の債務者に関するサンプルデータ 3,000 件の提供を受け、同データがみずほ FG の保有する不芳属性先情報と突合可能な形式であるかどうか、及びサンプルデータの中に不芳属性先がどの程度含まれるか等を検証した。

かかる検証により、両データの突合が可能であること、不芳属性先及び反社認定先の比率は、みずほ BK の他のローンにおける比率をやや上回るという結果が得られた。

エ その後の検討状況

本キャプティブローンに関する属性チェックの方法は、大要、以下の 3 つがありうる。

類型	審査時点	新規融資防止 (グループ単位)	新規融資防止 (BK 単位)	DB 共有
入口チェック	オリコ立替払前	可能	可能	必要
	銀行融資実行前	不可	可能	不要
事後チェック	銀行融資実行後	不可	不可	不要

みずほ BK のコンプライアンス統括部において上記弁護士意見やサンプルテストの結果等を踏まえてさらに検討を重ね、オリコの関連会社化に際しては、当面は事後チェックのみを行うこととし、その後、この問題にどのように取り組んで行くかは、オリコ側の反社排除体制・情報管理体制の整備状況やクレジットカードローン業界の動向を踏まえて検討していくこととされた。

オ 方針決定

みずほグループにおいては、平成 22 年 5 月 14 日、みずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の各社で経営会議及び取締役会を開催し、オリコの関連会社化を承認し、同日、オリコの関連会社化を公表した。

これらの会議に提出された資料には本キャプティブローンの不芳属性対応に関して、その内容として「キャプティブローンの事後反社チェックを開始、以後段階的に領域を拡大」、主な課題として、「現行の反社排除体制の確認・検証、キャプティブローンの事後反社チェック」と記載されていた。

その後、みずほ BK は、コンプライアンス統括部からの平成 22 年 7 月 26 日付の稟議により、本キャプティブローンについて、既存債務者についての事後

反社チェックを開始することを決定した。かかる稟議に際しては、今後の課題として「入口反社チェックの導入可否検討」という記載がなされていた。

上記稟議に係る書面は、当時のみずほ BK のコンプライアンス統括部門の担当役員であった上野及び倉中らに回付され、その決裁を受けた。

5 オリコの関連会社化後の事後チェック（第1回目）の実施と結果報告

（1）事後チェックの実施と結果の判明

上記 4(2)オの稟議に基づき、本キャプティブローンに関する事後チェックを実施するためにはオリコにおける情報管理体制の整備が必要であったため、その実現のために、みずほ BK とオリコとの間で調整が進められた。

みずほ BK 側では、コンプライアンス統括部渉外室の行員 C（以下「C」という。）が、事後チェックを行うために必要な手続や当該事後チェックの結果判明した顧客情報のオリコ宛の還元方法等の詳細を詰めるべく、オリコ側の担当者と協議を重ねた。

これらの協議の結果、平成 22 年 9 月には、オリコ側から、みずほ BK に対し、本データベースによる照会を行うために必要な本キャプティブローンの顧客情報の提供が行われ、みずほ BK による事後チェックは当初の予定どおり同年 12 月に完了した。その結果は、約 108 万件中 228 件が、みずほ FG の基準によれば反社認定先との取引に該当するというものであった。

その後、みずほ BK は、平成 23 年 1 月に、事後チェックで得られた結果（反社認定先情報 228 件）をオリコ側に還元し、オリコ側のデータベースへの登録が完了し、当該反社認定先については、オリコ側で管理し、オリコの将来の取引の際の入口チェックにも利用される（新規申込を排除する）こととなった。

なお、みずほ BK は、かかる結果還元に向けた調整に際して、事後チェックによって得られた反社認定先以外の不芳属性先情報についてもオリコのデータベースに登録するよう求めたが、オリコ側は、みずほグループの不芳属性先情報の範囲が極めて広いため必要以上に取引が制限されてしまうこと、また、システム上別途の対応を必要とすることなどを理由にこれを受容れなかった。

（2）事後チェックの結果の報告状況

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

本キャプティブローンに係る第 1 回事後チェックの結果判明した内容は、コ

ンプライアンス統括部内で、平成 22 年 12 月 27 日付の報告書にまとめられ、C の確認を経て、同部渉外室室長、同部部長の決裁を受けた。さらに、この書面の内容は、当時のコンプライアンス担当役員の上野と倉中にも報告され、決裁ルートにはないが、西堀にもこの報告書が届けられた。

当該報告書には、事後チェック結果の記載のほか、「今後の対応」の項があり、その中に、「オリコ社も『反社に該当しない不芳属性先』情報の管理の重要性は十分認識しており、今後のシステム対応についても検討中とのこと。」との記載があった。

イ みずほBKのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第 1 回事後チェックの結果は、平成 23 年 2 月 16 日、みずほ BK のコンプライアンス委員会において報告された。同委員会には、取締役として西堀、上野、吉留、萩原及び倉中の 5 名、常務執行役員 2 名、監査役として三津間及び廣田の 2 名、社外の特別委員 2 名がそれぞれ出席していた。

同委員会において配布された報告資料には、「2010 年度第 3 四半期のコンプライアンスに関する定例報告の取扱状況」として、上記(1)の第 1 回事後チェックの結果のほか、今後の予定として「反社ではない不芳属性先の取扱いも含めフォローしていく予定」と記載された。

同委員会の議事録には、当時のコンプライアンス統括部部長であったみずほ BK の行員 D より議案の説明がなされ、西堀より本件については取締役会に報告する旨の発言があった旨記載されている。

なお、同委員会に先立ち、頭取、副頭取、特別委員 2 名に対しては、報告内容について事前説明が行われていた。

その後、同月 22 日、みずほ BK の取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がされた。同取締役会には当時の取締役 6 名（西堀、上野、吉留、中村、萩原及び倉中）並びに監査役 4 名（三津間、廣田、野崎及び長谷川）の全員が出席していた。同取締役会の議事録上は、倉中から上記定例報告がなされたことのほか、本キャプティブローンについて出席者から何らかの発言があった形跡はない。

ウ みずほFGのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第 1 回事後チェックの内容は、平成 23 年 6 月 17 日、みずほ FG のコンプライアンス委員会においても報告された。同委員会には、みずほ FG の取締役として塚本、土屋及び河野の 3 名、社外の特別委員 2 名が出席した。

同委員会に配布された報告資料の中に「反社会的勢力との取引解消状況について」と題された書面があり、その中のみずほ BK の与信取引における反社認定先の数の推移を示した図の下部に、上記(1)の第 1 回事後チェックの結果が記載された。同委員会において、本キャプティブローンに関し、格別の議論がなされた形跡はない。

平成 23 年 7 月 15 日、みずほ FG の取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がなされた。同取締役会には当時のみずほ FG の取締役 9 名（塚本、佐藤、土屋、西澤、中野、河野、野見山、大橋及び安樂）並びに監査役 4 名（伊豫田、関、石坂及び今井）が出席した。

6 事後チェック結果（反社認定先）の還元後のオリコとの折衝状況等

平成 22 年 7 月に決定された上記 4 (2)オの対応方針及び課題設定によれば、第 1 回の事後チェックの実施及びその結果のオリコへの還元後には、入口チェックの導入を含め、本キャプティブローンの反社チェック体制の拡大を検討する必要があった。

C は、第 1 回の事後チェックの完了後も、オリコとの間でみずほグループの不芳属性先情報（反社会的勢力に該当するか否かを問わない。）についてもオリコの審査に用いられるデータベースに登録するよう折衝を続けたものの、平成 23 年 5 月頃までには、上記不芳属性先情報を全て共有することはおろか、事後チェックにより判明した本キャプティブローンの顧客に係る不芳属性先情報の還元さえも実現困難であると認識するに至った。

また、C は、平成 23 年 3 月に経済産業省の担当官がオリコ宛に示した個人情報の共同利用に係る見解を入手し（オリコの顧客情報の共同利用に関する回答であり、反社チェックを想定してなされた回答ではない。）、その内容を確認して、みずほグループの不芳属性先情報をオリコに還元するという態勢作りが個人情報保護法の観点からも実現困難であると認識するに至った。

7 平成 23 年 3 月のシステム障害後の対応とコンプライアンス担当役職員の異動

（1）平成 23 年 3 月に発生したシステム障害と特例支払問題

みずほ BK においては、平成 23 年 3 月 15 日から 24 日までの 10 日間、為替処理の遅延、営業店業務の取引開始遅延及び取引停止、ATM の利用停止及び利用制限等の大規模なシステム障害が生じ、みずほ BK の関係各部は、その対応に追われることとなった。

みずほ BK は、かかるシステム障害に伴う ATM の利用停止等により、預金口座からの現金の引出しを求める顧客のために、通帳と身分証さえ持参すれば、現在の残高の有無を確認することなく本人が申し出た金額を支払うという、いわゆる特例支払を行った。この特例支払の結果、実際の残高以上に支払を受けたケースが多数発生し、同年 4 月からその事後対応として反社会的勢力を含む不芳属性先等への回収業務が営業店から渉外室に集約された。

このように、システム障害や特例支払問題の対応に追われる中、コンプライアンス統括部（渉外室）において、本キャプティブローンの属性チェックの領域の段階的拡大という課題は相対的に優先順位が低下することとなった。

（２）システム障害等を受けた役職員の異動

みずほ FG 及びみずほ BK は、システム障害及び特例支払問題の対応を続ける中、平成 23 年 5 月、再発防止策として、「経営体制」「人事」及び「業務」の抜本的刷新を図ることし、当時のみずほ BK 取締役頭取であった西堀及び常務執行役員であった萩原が同年 6 月 20 日付で退任するとともに、コンプライアンス統括部においても、大規模な人事異動が行われた。すなわち、同年 6 月には、コンプライアンス統括部部長 D が常務執行役員（個人営業担当）に異動し、同部渉外室室長も K に交代した。コンプライアンス担当役員は、主担当が矢野から倉中に、副担当が倉中から D（上記 5(2)イ）に、それぞれ交代した。システム障害後の混乱の中、本キャプティブローンの属性チェックの問題について組織上承継する手続は取られず、西堀の後任者である塚本（当時のみずほ FG 社長）は、この問題を認識するに至らなかった。

このように、上記の各人事異動によって、オリコの関連会社化に伴う本キャプティブローンの反社チェック方法等の検討に関わっていた者の大半がコンプライアンス統括部を離れることとなった。

8 事後チェックの結果に関する報告内容・報告先の変化

（１）第 2 回目の事後チェックの結果報告における内容の変化

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

平成 23 年 3 月以降のシステム障害や特例支払問題の混乱の中においても、半年に一度の事後チェックによる反社認定の作業は継続され、同年 6 月には、平成 23 年 3 月末時点の本キャプティブローンの顧客（約 100 万件）について

の第2回目の認定作業が完了した。

当該作業結果に関する報告書は、平成23年6月29日、Cの確認を経て、(上記7(2)の人事異動後の) 渉外室長、副部長及び部長の各決裁を受けた。

前回(第1回)は、基準日時点の債務者全体についての不芳属性先該当者数及び反社認定先該当者数が報告対象とされていたものの、今回(第2回)は、新規及び追加の増加件数が報告の対象とされた。

第2回報告書においては、第1回報告書には記載があった「今後の対応」に関する記載(「オリコ社も『反社に該当しない不芳属性先』情報の管理の重要性は十分認識しており、今後のシステム対応についても検討中とのこと」等の記載)が全て削除された。

第2回報告書の内容は、当時のコンプライアンス担当役員であった倉中(主担当)とD(副担当)に報告されたが、倉中もDも、記載内容の変更について質問したり疑問を呈したりすることはなかった。

イ みずほBKのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第2回事後チェックの結果は、平成23年7月28日、みずほBKのコンプライアンス委員会において報告された。同委員会には、取締役として塚本、吉留、矢野、種橋及び倉中の5名、常務執行役員4名、監査役として三津間及び千葉の2名、及び社外の特別委員2名がそれぞれ出席していた。

同委員会に配布された報告資料の本キャプティブローンの反社認定先に関する記述は、前回のコンプライアンス委員会に配布された資料中のこれに関する記述と比して大幅に縮小され、わずかに、「当行取扱オリコキャプティブローンの反社チェック(対象〇件)の結果、3月末現在で〇件を新規に反社認定」という記載が配布資料の末尾の2行に存するのみであった。

しかも、本キャプティブローンは、みずほBK自らの自行貸付(与信取引)であるにもかかわらず、みずほBKの一般の与信取引についての欄ではなく、【11年3月末基準 グループ会社における与信取引・与信取引以外の資金提供取引状況】という欄に記載された。

かかる記載内容の変更からすれば、平成23年7月当時、既にみずほBKのコンプライアンス統括部(渉外室)において、本キャプティブローンの反社管理の問題の重要性の認識が乏しくなっていた可能性が高い。

その後、平成23年7月29日、みずほBKの取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がされた。なお、同取締役会には当時の取締役7名(塚本、吉留、矢野、種橋、古谷、倉中及び佐藤)並びに監査役4名(三津間、千葉、野崎及び長谷川)の全員が出席していた。

上記委員会及び取締役会において、本キャプティブローンに関する格別の議論がなされた形跡はない。

ウ みずほFGのコンプライアンス委員会・取締役会における報告

第2回事後チェックの結果は、平成23年12月26日、みずほFGのコンプライアンス委員会に報告された。同委員会には、みずほFGの取締役として佐藤、土屋、西澤及び河野の4名及び社外の特別委員2名が出席していた。

同委員会で配布された「報告資料」と題された文書において、みずほBKの与信取引における反社認定先の数の推移を示した表の下部に、第1回の報告時と同様に、上記アの第2回事後チェックの結果が記載されていた。

その後、平成24年1月20日、みずほFGの取締役会において、上記コンプライアンス委員会と同一内容の報告がなされた。なお、同取締役会には、当時のみずほFGの取締役9名（塚本、佐藤、西澤、土屋、河野、中野、野見山、大橋及び安楽）並びに監査役5名（繁治、伊豫田、関、石坂及び今井）が出席した。

上記委員会及び取締役会において、本キャプティブローンについて格別の議論がなされた形跡はない。

（2）事後チェックに関するコンプライアンス委員会等への報告の取止め

ア コンプライアンス担当役員に対する報告

第3回以降も、半年に一度の事後チェックの反社認定の作業は（第2回の新規及び追加の件数を把握する方法により）継続され、平成23年9月末時点の状況が平成23年12月26日付報告書により、平成24年3月末時点の状況が平成24年6月28日付報告書により、平成24年9月末時点の状況が平成24年12月25日付報告書により、平成25年3月末時点の状況が平成25年6月26日付報告書により、それぞれ当該時点のコンプライアンス担当役員（第3回は倉中及びD、第4回以降は小池）に報告されている。

イ みずほBK及びみずほFGのコンプライアンス委員会等への報告の取止め

第3回以降の事後チェックの結果は、みずほBKのコンプライアンス委員会及び取締役会並びにみずほFGのコンプライアンス委員会及び取締役会に報告されていない。

平成 23 年以降、ワンバンク化の進行によって、みずほ FG、みずほ BK 及びみずほ CB の 3 社の統合が進み、第 3 回の事後チェックの結果報告が行われる頃には、コンプライアンス統括部渉外室所属者は原則として 3 社兼務であった。みずほ FG のコンプライアンス委員会の資料も、反社認定先との取引状況に係る箇所は C が第一案を作成し、当時の室長の決裁を経ていた。

遅くともこのころまでに、C としては、平成 22 年 7 月 26 日付稟議（上記 4 (2)オ）の際に今後の検討課題とされたオリコにおける入口チェック導入及び不芳属性先情報のオリコにおける活用が現実的には困難であるとの認識に至り、また、本キャプティブローンについての入口チェック等への対応がコンプライアンス統括部渉外室において取り組むべき課題であると明確に整理されていたとは言い難いことから、C 及び K が本キャプティブローンの反社管理の問題の重要性の認識を誤り、半ば定例化していた事後チェックの結果をこれ以上コンプライアンス委員会に報告する必要はないと判断した可能性は否定できない。

9 属性チェック領域の段階的拡大に向けた取組みの課題認識からの欠落

オリコの関連会社化後の平成 22 年下期のみずほ BK のコンプライアンス統括部の業務計画においては、「オリコ社グループ化に伴う当行取扱キャプティブローンの反社チェック開始」との記載があった。しかし、平成 23 年上期以降の業務計画では、本キャプティブローンの反社会的勢力対応に関する記載はない。

かかるコンプライアンス統括部の業務計画の前提として作成されていた同部渉外室の業務計画では、平成 22 年下期の業務計画において「オリコ社グループ化に伴う当行取扱キャプティブローンの反社チェック開始」が掲げられ、平成 23 年度上期の業務計画においては、「反社以外の不芳属性先情報の利用検討フォロー」と記載された。しかし、平成 23 年度下期の業務計画においては、「オリコの社内体制構築を適宜フォローし、必要に応じてサポートを実施」とだけ記載されるにとどまった。

このように、コンプライアンス統括部渉外室においては、その業務計画においても、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討を、その課題認識から欠落させるに至った。

10 本件に関する内部監査（業務監査）の状況

みずほ BK においては、平成 23 年 7 月 7 日から 9 月 30 日にかけて、「ローン業務管理態勢」を監査テーマとしたテーマ監査が実施された。

当該テーマ監査の過程で、当時の担当監査員は、本キャプティブローンの反社チェックについての問題意識を有するに至り、平成 22 年 7 月 26 日付稟議書（前記 4(2)オ）や第 1 回の事後チェックの結果に係る報告書（5(2)ア。監査員がコンプライアンス統括部渉外室に証跡の開示を求めるも、渉外室からかかる開示を受けることができなかったのも、個人業務部から提出を受けたという経緯がある。）等の資料を受領し、既に事後チェック体制の導入が決定していること、さらに、入口チェック体制の導入についても検討されたことのあったことを認識した。

担当監査員が作成した個別監査マニュアルには、本キャプティブローンについて比較的詳細に記載されている一方で、監査報告書には、「反社チェックについては既往分については事後にて全件実施済、新規案件についてはコンプライアンス統括部にて対応方針を検討中」などと簡略な記載にとどめられた。

11 金融庁の入検へのみずほ銀行の対応状況

金融庁は、平成 24 年 12 月から平成 25 年 3 月にかけてみずほ BK に対して多数回の面談を含む金融検査を実施した（本キャプティブローンについての検査は、平成 25 年 1 月下旬以降。）。

金融庁の入検時、担当検査官から本キャプティブローンに係る事後チェックの結果を取締役会・コンプライアンス委員会へ報告しているかとの質問があったが、これに対し、みずほ銀行側は、そのような報告は行っていない旨の誤った回答をした。

そして、かかる検査終了後の金融庁の報告徴求命令に際しても、取締役会・コンプライアンス委員会への報告がなされていないことを前提に報告を行った。

その際、みずほ銀行行内において、コンプライアンス統括部に現に所属する行員に対してヒアリングが行われたが、過去に同部に所属していた行員に対するヒアリングは行われず、過去のコンプライアンス委員会議事録等関係資料の精査もなされなかった。関係者の聴取結果によれば、本キャプティブローンの反社チェックに関しては、オリコの関連会社化当時からコンプライアンス統括部に所属する C が誰よりも詳しく、同人が言うのであれば間違いないと轻信し、実質的には、一担当者過ぎない C の記憶のみに依拠して回答が行われた。かかる特定の個人の認識や記憶に依存した組織的な対応態勢の欠如が、本金融庁検査における過誤報告を招いたものといえ、みずほ銀行の関係者が、上記コンプライアンス委員会資料中の記載等について、これを殊更秘匿したことを窺わせる事情は認められない。

第4 原因分析

1 本件における問題の所在

本キャプティブローンは、あくまでみずほ BK の個々の顧客に対する直接の貸付取引である。したがって、みずほ BK は、本キャプティブローンを自行債権として、その反社管理に当たるべきである。

みずほ BK は、オリコの関連会社化を契機として、本キャプティブローンに係る全ての債務者について、みずほグループの基準により事後チェックを行い、その結果をオリコに還元して反復取引を防止させることを当面の実務とし、更に反社チェックの領域を段階的に拡大することを検討課題とした。そして、オリコの関連会社化後の最初の事後チェックを行ったところ、本キャプティブローンに相当数の反社会的勢力との取引が存することが確認された。

しかし、みずほ BK においては、

- (1) 当初は取締役会やコンプライアンス委員会に報告されていた定期の本キャプティブローンの事後チェックの結果について、その頭取への報告を義務付ける関連規程があるにもかかわらず、取締役会やコンプライアンス委員会にその報告がなされなくなり、
- (2) 当初は検討課題とされていた入口チェックの導入の可否や本キャプティブローンの債務者に限定しないみずほ FG の反社情報のオリコへの還元の可否等は、その後の担当役員への報告書や業務計画において、課題認識から欠落し、
- (3) 経営課題の達成状況の検証を行うべき業務監査部は、本キャプティブローンの問題を認識しながら、監査報告書において十分な指摘を行わず、
- (4) 金融庁の指摘がなされるまで、反社会的勢力との取引の解消に向けて、更なる抜本的取組みが行われることがなかった。

以下では、かかる問題が生じた原因について検討する。

2 本件の原因

(1) 本キャプティブローンは自行の貸付債権であるという意識が希薄であったこと

上記1において記載したとおり、本キャプティブローンは、みずほ BK 自らの貸付債権であるから、自行債権としての反社管理をしなければならない。し

かし、本キャプティブローンについては、みずほ BK の役職員に、本キャプティブローンが自行の融資であり、その顧客が自行の与信先であるという意識が希薄であった。

みずほ BK の役職員において、事後チェックの内容をコンプライアンス委員会や取締役会に報告することを取り止め、またそのことについて問題意識を持たず、既存の業務フローが継続されるのを容認し、反社会的勢力との取引の解消に向けた抜本的な対策を講じるべきであったものを放置したことなどは、このように本キャプティブローンが自行債権であるという意識が希薄であったことに起因するものと考えられる。

(2) 反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員の認識が不足していたこと

みずほ BK において、本キャプティブローンに係る反社取引の管理は、第一次的にはコンプライアンス統括部の所管であるが、同部の反社取引の防止・解消に向けての取組みは、社内規程上なすべき頭取報告も行っておらず、更なる検討も怠っているなど、その本来の任務を尽くしているとはいえない難いものであった。

しかし、同部がその任務を尽くしていないことについて、みずほ BK が、組織としてこれを看過する体制に陥っていたことにも重大な問題があるというべきである。

本キャプティブローンに係る反社取引の状況については、コンプライアンス統括部及びコンプライアンス担当役員以外にも、これを認識し又は認識し得た役職員は多数存在した。しかるに、これら本キャプティブローンに係る反社取引の状況に接した者においては、反社管理の問題については、専門部署であるコンプライアンス統括部において問題なく対応しているはずであると安易に思い込み、これに問題意識を持つに至らなかった。

(3) 役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと

みずほ BK においては、平成 23 年 3 月のシステム障害後、経営体制の大幅な刷新がなされるとともに、反社会的勢力対応の問題に関わる役職員の大幅な異動も生じた。その人事異動に際し、前任者から後任者に対して本キャプティブローンの反社問題について具体的に承継するような手続が行われたことはなく、また後任者に対して担当部からの説明もなされなかった。また、異動前に、本キャプティブローンの反社管理に関する問題について報告がなされたコン

プライアンス委員会等に出席していた経営陣もいたが、これらの経営陣は、これらの会議においてこの問題を認識するには至らなかった。

その結果、上記役職員の異動後は、平成 22 年のオリコの関連会社化に伴う本キャプティブローンの反社会的勢力の管理の検討に参加し、その問題意識や今後の課題を理解していた者は、実質的には、D と C のみとなった。しかし、D らも、システム障害や特例支払問題の対応等に忙殺される中、本キャプティブローンの反社チェックの問題は、相対的に優先順位が低下し、その課題認識から欠落した。

このように、当初の課題認識が組織として承継されず、特定の個人に過度に依存する状況が生まれた結果、予定されていた反社チェックの領域の段階的拡大が行われないまま、本金融庁検査に至った。

(4) 組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと

本キャプティブローンの反社チェックについては、オリコの関連会社化を決定した取締役会・経営会議の資料において、まずは事後チェックを開始し、以後段階的に領域を拡大することとされ、平成 22 年 7 月には、コンプライアンス担当役員にも回付された稟議において、今後の課題として、「入り口チェックの導入可否」や「本件キャプティブローン以外の反社情報のオリコへの還元及び当該情報の活用」が記載されていた。

みずほ BK においても、かかる課題認識の達成に向けた取組みを担保する制度として、コンプライアンス・プログラムの策定や業務計画の作成といった PDCA を意識した制度は存在した（但し、各室レベルの業務計画の作成については、平成 24 年以降途絶えている。）。

しかし、もとより当初の課題認識自体が必ずしも明確でなく、また、コンプライアンス統括部渉外室の業務計画から、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討が課題認識から欠落するなど、みずほ BK における組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかった。これは、役職員の退任・異動による課題認識の断絶を防止することができなかった一因でもある。

(5) 反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行内に十分浸透していなかったこと

みずほ BK においては、その規程上、自行に係る反社取引についてはコンプ

ライアンス統括グループ長及び頭取に報告するものとされ（コンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）第3条③）、また、「反社会的勢力への対応に関する事項」については、審議・調整する必要があるとされていた（経営政策委員会規程別表）。

このうち、経営政策委員会規程別表については、反社会的勢力への対応に関するいかなる事項を審議・調整すべきなのか、その具体的な内容は必ずしも明らかではない。

一方、コンプライアンス基本方針細則（反社会的勢力関係）の定めは比較的明確であり、本件においても、第3回事後チェックの結果以降、本キャプティブローンの反社認定先との取引の状況について、みずほBKの頭取に対する報告がなされていないことは、当該細則違反の謗りを免れない。この点に関し、反社会的勢力マニュアルの渉外室室内ルールにおいては、上記細則に基づく頭取報告のルールについては言及がなく、渉外室内において、当該ルールが十分浸透していなかった可能性は否定できない。

（6）コンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していたこと

みずほBKにおいて、反社管理の問題は機微情報を伴うため、コンプライアンス統括部渉外室の専権事項であるという意識が強く、他の部署等も、反社会的勢力の関連する問題についてはコンプライアンス統括部の聖域であるかのごとく取扱う傾向にあった。

本キャプティブローンの反社管理に関しても、関係する各部署との連携が必ずしも十分になされておらず、渉外室が行う事後チェックの問題に対する他部署の関心も乏しかった。

渉外室においても、業務監査部の監査に対し必ずしも協力的ではなかったことに象徴されるように、閉鎖的になりがちであった。

このようなコンプライアンス統括部渉外室と他の関連部署との間の連携・コミュニケーションの不足が、銀行全体として、本キャプティブローンの反社管理が進まなかった要因の一つになっていたものといえる。

（7）内部監査が十分に機能していなかったこと

平成23年7月から9月に実施されたテーマ監査において、担当監査員と監査主任は、本キャプティブローンについて事後チェックのみが実施されている状況について検討を加え、本件の問題の所在を理解していた。

ところが、当時の監査主任は、コンプライアンス統括部も問題意識を有し、副頭取もこの点について了解しているものと判断し、監査報告書において極めて簡潔な記載を行うにとどめた。そして、かかる判断を行う際には、監査部長や監査担当役員との間で十分な協議・検討を行わなかった。

しかし、副頭取への報告があったからといって直ちにその処理が経営陣の意思に沿っていると判断する理由はないのであって、監査担当者としては反社管理という問題の重大性を認識し、監査部長及び監査担当役員とも十分協議した上で、慎重に結論を出すべきであった。

（８）金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったこと

金融庁検査の過程で、金融庁の担当官から本キャプティブローンの反社管理の状況をコンプライアンス委員会へ報告しているかどうかを質問された際、みずほ BK の担当職員は、これについて十分な確認を行うことなく、報告がなされていない旨の誤った回答をした。

金融庁への上記回答に際しては、コンプライアンス統括部に当該検査の時点で所属する行員に対してヒアリングが行われたにとどまり、オリコの関連会社化やその後の事後チェックの開始時に所属していた行員に対するヒアリングも行われることはなかった。また、過去のコンプライアンス委員会議事録等関係資料の精査も行われることはなかった。

結果として、実質的には、オリコの関連会社化が行われた当時からコンプライアンス統括部に所属している担当者（C）の記憶のみに基づいて回答を行ったものであり、隠蔽の意図などは認められないものの、当局検査への対応としては、軽率であったとの謗りを免れない。

第５ みずほ銀行の再発防止策の評価と再発防止策に関する当委員会の提言等

みずほ銀行は、本件業務改善命令を受け、平成 25 年 10 月 28 日付で金融庁に業務改善計画を提出する（当委員会は同月 27 日時点の草案を確認した。）。

同計画には、「Ⅲ．問題事案の再発防止のための実効性ある具体的な方策の策定及び全行的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）」及び「Ⅳ．内部監査機能の充実・強化」として再発防止策が記載されているところ、当委員会による当該再発防止策の評価と更なる再発防止策の提言等は以下のとおりである。

1 みずほ銀行の再発防止策に対する当委員会の評価

(1) みずほ銀行による原因分析と再発防止策の対応関係

みずほ銀行が、本キャプティブローンの反社管理の問題（以下「本キャプティブローン問題」という。）について分析した背景・根本原因とそれに対する再発防止策の対応関係は以下のとおり整理できる。

背景・根本原因	再発防止策
A キャプティブローンに対する自行債権としての意識の低さ	① 4者提携ローンの反社取引排除にかかる改善対応策 ② 商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化 ③ 役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上 ④ 企業風土の改善－「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上
B 反社対応に関する特定組織への依存	① 変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化 ② 企業風土の改善－「One MIZUHO 推進 PT」と連携した継続的な取組みの推進 ③ 金融庁検査等におけるチェック態勢の整備 ④ 内部監査機能の充実・強化策 ⑤ 執行部門の再発防止等のモニタリング等の実施

(2) 背景・根本原因ごとの再発防止策の評価

みずほ銀行の再発防止策は、みずほ銀行が分析した本キャプティブローン問題の背景・根本原因に照らして相当なものと評価できるが、暴排条項を本キャプティブローンの契約書に盛り込むことは検討すべきであり、また、経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化については、より具体的な再発防止策の策定が必要であると考える。

したがって、当委員会は、後記のとおりこれら2点についても再発防止策を提言することとする。

(3) 当委員会の原因分析に照らした評価

上記第4に記した当委員会の原因分析に照らして、みずほ銀行の再発防止策の相当性について検討すると、「本キャプティブローンが自行の貸付債権であるという意識が希薄であったこと」（第4、2(1)）、「反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役職員認識が不足していたこと」（第4、2(2)）、「役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと」（第4、2(3)）のうち、取締役会やコンプライアンス委員会に出席していた経営陣において問題認識に至らなかったこと、「コンプライアンス統括部渉外室と

他の関連部署との間の連携・コミュニケーションが不足していたこと」(第4、2(6))、「内部監査が十分に機能していなかったこと」(第4、2(7))及び「金融庁への報告に際して確認不足・不徹底な対応があったこと」(第4、2(8))について、これらに対する対策が措置されていると考えられ、その対策は相当なものと評価できる。もっとも、コンプライアンス委員会等における実質的な審議を確保するための具体的な施策が措置されていない点、及び、渉外室を含む被監査部門の内部監査への協力を促す施策が措置されていない点については、引き続き検討を要する。

他方、「役職員の退任・異動により課題認識の断絶が生じたこと」(第4、2(3))、「組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったこと」(第4、2(4))及び「反社会的勢力の問題の経営陣に対する報告の行内ルールが明確性を欠き、行内に十分浸透していなかったこと」(第4、2(5))については、みずほ銀行の再発防止策において具体的な施策が講じられておらず、これらの点については再発防止策の措置がなされるべきであるとする。

2 再発防止策に関する当委員会の提言

上記1において記載したとおり、当委員会としては、当委員会の原因分析に基づきみずほ銀行において講ずるべき再発防止策については、今般提示を受けたみずほ銀行の平成25年10月27日付業務改善計画の草案において、基本的に網羅されていると考える。以下においては、上記草案に含まれていない事項について、若干の提言を行う。

(1) コンプライアンス委員会への報告事項(審議・調整事項)の明確化

上記第4、2(5)のとおり、みずほBK及びみずほ銀行においては、その規程上、コンプライアンス委員会で審議・調整すべき事項(経営政策委員会規程別表)につき、その具体的な内容は必ずしも明らかではなく、また、反社会的勢力マニュアルの渉外室室内のルールにおいても、何を頭取に報告すべきかについての明確な規定はない。これらの規定の不明確さが、本キャプティブローンに関する第3回以降の事後チェックの結果をコンプライアンス委員会に報告しないという事態を招いた要因の一つになった。

したがって、このような事態の再発を防止するためには、コンプライアンス委員会に対する報告事項(審議・調整事項)である「反社会的勢力への対応に関する事項」の明確化等、規定の見直し又はそれに代わる措置の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

(2) コンプライアンス委員会や反社排除取引委員会における実質的な審議を確保するための方策の設定

本件において、取締役会、コンプライアンス委員会等銀行にとって重要な事項を審議決定する会議体に本キャプティブローンの反社チェックという一つの大きな課題が報告事項として上程されていたが、その方法は、膨大な会議資料の片隅に数行記載されたというに留まるものであり、会議において担当役員からそのことが口頭で言及されたこともなかったから、これに気付く者もなかったというのが現実であった。会議資料も、反社関係の事項にかかわるものは、機微情報の情報管理の観点から、席上配布されて会議後回収され、また、審議事項が多数に上ることから反社関係の事項に当てられる会議の時間は極めて限定されていた。これでは、反社管理という銀行経営にとって極めて重要な問題について、実質的な審議を尽くした上での意思決定を確保することができない。

上記草案中の再発防止策においては、「反社会的勢力遮断に向けたガバナンスの強化」の一環として、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う経営政策委員会（「反社取引排除委員会」（委員長：頭取））を新設し、より一層の対応強化を図る旨が示されている。このような取組み自体は、再発防止策として相当なものであると評価するが、コンプライアンス委員会及び新設される反社取引排除委員会において、かかる委員会による審議の充実を図るための方策を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

(3) コンプライアンスプログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの実効化

本キャプティブローンの反社チェックについては、取締役会及び経営会議に提出された資料や、コンプライアンス担当役員にも回付された稟議において属性チェックの領域の段階的拡大に向けた取組みが記載されていたにもかかわらず、かかる取組みが維持されていない、あるいは、コンプライアンス統括部渉外室の業務計画からも、反社認定先以外の不芳属性先情報をオリコで利用することの実現に向けた検討についての課題認識が欠落するなど、みずほBKにおける組織としての課題取組みの継続性を担保するための制度が機能しなかったことが本キャプティブローン問題の原因の1つといえる。もしかかる制度が機能していれば、役職員の退任・異動による課題認識の断絶を防止できた可能性もある。

これらを踏まえると、コンプライアンスプログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの実効化（漏れ、抜け落ちのない仕組みの構築）に向けた検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（４）内部監査に対する協力姿勢の浸透

上記第 3、10 のとおり、渉外室は、ローン業務管理態勢のテーマ監査において業務監査部からの資料開示の求めに応じていないなど、ややもすると閉鎖的な側面もあった。

この点、みずほ銀行においては、内部監査の基本方針等において、内部監査への協力に関する定めが一応はあるものの、かかる規定を更に実効あらしめるために、内部監査を受ける側の意識を強化するための方策の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

（５）本キャプティブローン契約への暴排条項の導入

自行債権と同等の反社取引管理を実施するという観点からは、みずほ銀行の再発防止策において、自行融資一般に用いられる契約書等と同様の暴排条項を本キャプティブローンの契約書に盛り込むことを検討していない点は、不十分であると考えられる。

現状の契約書においても、みずほ銀行は、一定の場合、所定の手続により清算手続（オリコによる保証債務の履行（代位弁済）又はみずほ銀行が有する融資債権のオリコへの譲渡（債権譲渡））を行うことができるとされているが、本キャプティブローンを自行債権として認識し、自行債権と同等の反社取引管理を実施する施策を講じる以上、本キャプティブローンのみ暴排条項導入の例外として取り扱う合理的理由は見出しがたく、本キャプティブローンの「金銭消費貸借契約条項」への暴排条項の導入の検討を再発防止策に盛り込むことが相当と考えられる。

以上